

長崎県石油コンビナート等防災計画

令和7年2月

長崎県石油コンビナート等防災本部

目

次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 用語	1
第3節 特別防災区域	1
第4節 上五島地区の概況	1
第5節 福島地区の概況	2
第2章 関係機関等の業務の大綱	4
第1節 防災関係機関の処理すべき業務	4
第2節 特定事業者の処理すべき業務	5
第3章 災害の想定に関する計画	6
第1節 災害想定	6
第4章 防災体制整備計画	7
第1節 防災体制の基本	7
第2節 防災関係機関の組織	7
第3節 防災関係機関の活動体制	8
第4節 特定事業所の防災組織及び防災活動	8
第5章 災害予防計画	10
第1節 防災教育及び訓練	10
第2節 防災資機材の整備等	11
第3節 航空機事故による災害防止計画	11
第4節 災害情報の収集・伝達	11
第5節 防災に関する調査研究	18
第6章 災害応急対策計画	19
第1節 現地本部の設置及び運営	19
第2節 火災等災害防御計画	20

第3節	自然災害応急対策計画	21
第4節	警戒区域の設定及び交通規制計画	22
第5節	避難及び誘導計画	22
第6節	応援要請計画	23
第7節	災害広報計画	24
第7章	災害復旧計画	26
第1節	災害復旧の基本方針	26
第2節	公共施設の災害復旧	26
第3節	その他の災害復旧	26

附 属 資 料

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関等の業務を明確にして総合的防災対策を適切に推進し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害防止法 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- 2 特別防災区域 災害防止法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 3 特定事業所 災害防止法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。
- 4 特定事業者 災害防止法第2条第7号及び第8号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。
- 5 特定防災施設 災害防止法第2条第10項に定める特定防災施設等をいう。
- 6 防災資機材 災害防止法第16条第4項に定められる防災資機材をいう。
- 7 防災本部 災害防止法第27条第1項の規定に基づき設置された長崎県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 8 現地本部 災害防止法第29条に定める石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 9 防災関係機関 災害防止法第26条に定める特定地方行政機関、陸上自衛隊、長崎県警察本部、長崎県、新上五島町（消防本部）、松浦市（消防本部）及びこれらの市町の各消防団をいう。

第3節 特別防災区域

この計画の対象である県域の特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和63年政令第258号・平成18年政令第80号）によって指定された

上五島地区 南松浦郡新上五島町

福島地区 松浦市福島町

の2地区で、上五島地区は、柏島及び折島の海域に浮かぶ貯蔵船による洋上備蓄基地であり、福島地区は高圧ガスの製造事業所（備蓄基地）である。

第4節 上五島地区の概況

特別防災区域上五島地区の所在する新上五島町は、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を主体とした7つの有人島と60の無人島から構成されており、北は海上600mを隔てて北松浦郡小値賀町と接し、南は海上900mを隔てて五島市奈留島と接している。東西の距離は約26km、南北に約39kmにわたり、総面積213.99㎢であるが、地形は極めて複雑で、山から急勾配で海に面しているため、平地が少なく、入江海に散在集落が多い。また、大きな川が無いいため水資源には恵まれていない。海

岸線は屈曲が激しく、入り組んだ湾は天然の良港となっている。また、海と山が織りなす美しい自然景観は、西海国立公園に指定されている。

地盤・地形—中通島を含む五島列島の地質は堆積岩類で主として細粒ないし中細粒の砂岩と泥岩の互層で形成され急峻な山地が海岸に迫り、海底地形は海岸線から海に向かって急激に深度を増しているリアス式地形となっている。

潮流—五島列島西沖 50～60km には、対馬暖流が北～北東に向かって流れている。その本流の流速は 0.5～1 ノットで冬季にはその中心が最も五島列島に近づく。基地周辺の流況は、上げ潮時には北へ向かって流れ、下げ潮時には南に向かって流れている。

気候は年平均気温 17.4℃、年最高気温は 33.5℃で年間を通じて温暖である。また、年平均風速は 3.3m、風向きは北北東、北西の出現が多く降水量は年間 2,100mm 程度である。

特別防災区域上五島地区は、九州西方海上の五島列島の北端にある、中通島の新上五島町青方地区の西方海面「青方港」と呼ばれる約 3km の湾内の折島及び柏島の内面に位置するものである。面積は陸域約 26ha（特別防災区域指定部分）海域約 40ha（貯蔵船泊地）であり原油備蓄量、約 440 万klを海域に長さ 390m×幅 97m×深さ 27.6mの貯蔵船五隻により備蓄するものである。

貯蔵船については二重殻構造、防爆構造及び水封タンク方式を採用することによって火災、爆発及び漏油に対して安全性を確保するとともに、各貯蔵船を防油堤で囲み、防波堤により作られた静穏な貯蔵船泊地内に係留する。

港湾施設について貯蔵船係留施設、配管橋、衝突防止施設、防波堤、シーバース等の海洋土木構造物、陸上施設のための敷地構成及び航路、泊地等の土木工事により備蓄基地を構成するとともに、安全かつ合理的に原油の入出荷ができることを目的としている。

陸上施設については、原油の受け入れ、貯蔵、払い出し及び防災等の監視、制御を目的とし、原油入出荷設備、排水処理設備、用水供給設備、原油ガス処理設備、不燃性ガス供給設備、計装設備、電気設備、防消火設備等により構成され、安全かつ合理的に維持されている。

第5節 福島地区の概況

特別防災区域福島地区の所在する松浦市福島町は、長崎県東部の佐賀県伊万里湾深奥部に位置し、東西に 5.92 km、南北に 7.32 km、面積が 17.26 km²の玄海国定公園地域に浮かぶ「つばきの島」で、東には 225mの福島大橋で佐賀県伊万里市と結ばれ、西は松浦市を海上に眺望する半島化した町となっている。

本町は、島の南北を底辺として、東方に頂角を有し、概ね三角形をなしており、特に高峰や大きな河川はなく、島の中央部は、海拔約 150mの台地を形成し、全体的には急傾斜地となっている。

海岸線は、リアス式沈降海岸で入江が多く、内海には「イロハ島」と呼ばれる大小 48 余の島々が点在し、風光明媚な景勝をつくっている。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて比較的温暖で、年平均気温は 16℃程度で積雪を見ることは希である。

雨量は、一般的に少なく、年間 1,800 mm程度の降雨量である。

特別防災区域福島地区は、平野半島にあり、L P ガスの低温プロパンタンク 40,000 t 2 基、低温ブタンタンク 40,000 t 2 基、常温プロパンタンク 500 t 2 基、常温ブタンタンク 500 t 1 基を有する敷地面積約 21ha の九州液化瓦斯福島基地株式会社と、低温プロパンタンク 50,000 t 3 基、低温ブタン

タンク 50,000 t 1 基を有する敷地面積約 16ha の独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構福島国家石油ガス備蓄基地から構成されている。

第2章 関係機関等の業務の大綱

第1節 防災関係機関の処理すべき業務

防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱は次のとおりである。各機関は自ら又は他の防災関係機関と合同して防災対策を実施するとともに、他の防災関係機関の防災業務が適切かつ円滑に行われるよう必要な協力、指導、助言を行うものとする。

- 1 九州管区警察局
 - 災害時における治安、交通、警察通信の確保
 - 各県警察の応援派遣及び災害救助、警備活動等に関する調整
- 2 九州経済産業局
 - 災害復旧に関し、経済産業局の所掌すべき事項
- 3 九州産業保安監督部
 - 関係特定事業所の保安対策の監督及び指導
 - 保安教育の徹底
 - 高圧ガス及び電気施設の保守管理の点検指導
 - その他の防災に関し、産業保安監督部の所掌すべき事項
- 4 九州地方整備局（長崎港湾・空港整備事務所、長崎河川国道事務所）
 - 港湾・海岸災害対策に関する事項（長崎港湾・空港整備事務所）
 - 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事項（長崎河川国道事務所）
 - その他の防災に関し、地方整備局の所掌すべき事項
- 5 第七管区海上保安本部（長崎海上保安部、唐津海上保安部、五島海上保安署、伊万里海上保安署）
 - 災害時における海上の人命救助及び財産の保護、その他救済を必要とする場合の援助
 - 海上流出油の防除措置の実施及び海上消防の実施並びに指導
 - 船舶交通安全（避難、航行規制等）の確保、その他海上の保安警備
- 6 長崎労働局
 - 労働災害防止のための災害予防措置の監督指導
 - 安全管理体制の確立及び労働安全衛生教育の徹底
 - その他防災に関し長崎労働局の所掌すべき事項
- 7 陸上自衛隊第16普通科連隊
 - 災害時における人命救助及び財産の保護等の応急救援並びに応急復旧活動
 - 災害時における防災資機材の緊急輸送及び通信連絡等の支援
- 8 長崎県警察本部（松浦警察署・新上五島警察署）
 - 治安の確保に関する事項
 - 交通規制及び交通秩序の確保に関する事項
 - その他防災に関し県警察本部が所掌すべき事項
- 9 長崎県

県は防災関係機関及び特定事業者の協力を得て防災計画をとりまとめ、防災対策が有効かつ適切に行われるよう市町及び特定事業者に対し、指導、助言その他必要な措置を講ずるとともに、次の業務を担当する。

- 石油コンビナート等防災本部に関する事項
- 応援体制の総合調整
- 危険物規制の指導及び高圧ガス保安管理の監督、指導
- 自衛隊の災害派遣の要請
- 港湾施設の整備、保全及び応急対策
- その他防災に関し県が所掌すべき事項

10 新上五島町（消防本部）、松浦市（消防本部）

各消防本部は、それぞれ特別防災区域の防災対策が有効かつ適切に行われるよう特定事業者に対し、指示、指導及び必要な措置を講ずるとともに、次の業務を分担する。

なお、これら市町の消防計画は、この計画及び市町の地域防災計画の実施に即応した計画となるようにするものとする。

- 災害の想定
- 防災資機材の整備
- 特定事業所の特定防災施設及び自衛防災組織等の災害予防の監督指導
- 危険物の保全監督指導及び火災危険施設の査察指導
- 防災教育及び防災訓練の実施
- 災害時における情報の収集伝達及び応急措置
- その他防災に関し市町が所掌すべき事項

第2節 特定事業者の処理すべき業務

特定事業者は、当該事業所における災害防止の第1次責任者として、法令及びこの計画の定めるところにより災害の発生及び拡大防止に万全の措置をとり、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止に関し、他の特定事業者と相互に協力し、一体となって必要な措置をとるとともに、防災関係機関が行う防災活動に積極的に協力するものとする。

特定事業者の主な業務は次のとおりである。

- 特定防災施設の整備
- 自衛及び共同防災体制の確立
- 自主点検及び保安検査の励行
- 防災資機材の整備
- 防災教育及び防災訓練の実施
- 異常現象時の通報連絡体制の整備
- 安全操業の確保及び労働安全の確保
- その他災害の発生及び拡大の防止のための措置

第3章 災害の想定に関する計画

この計画は、防災上必要な措置を有効かつ適切に実施するために必要な災害の要因、態様等の想定について定めるものである。

第1節 災害想定

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害の要因、態様及び範囲等について、過去の災害事例、地域の特性、周囲の状況等を勘案して的確な災害予防対策、応急対策及び災害復旧対策等を講ずるために必要な災害想定を行うものとする。

1 災害の要因

- 設備の老朽腐蝕、誤操作等による油流出、火災、爆発等
- 異常気象による亀裂、傾斜、倒壊に伴う油流出、火災、爆発等
- 地象、海象による亀裂、傾斜、倒壊に伴う油流出、火災、爆発等
- 隣接危険物及び高圧ガスの火災、爆発による引火、爆発、拡散、汚染等

2 災害の態様

(1) 陸上における災害

- 屋外タンクの火災、爆発等
- 高圧ガスの漏えい、爆発等
- 陸上貯蔵施設からの油流出

(2) 海上における災害

- 陸上貯蔵施設からの油流出及び海上災害
- 接岸船舶からの油流出及び海上災害

(3) 想定の方策上の留意事項

特別防災区域に発生が予想される災害は、複合的にあるいは二次的に発生する危険度が高いので、施設の状況、災害の要因及び災害の態様等を適宜組み合わせ、段階的に諸対策を講じられるよう、複合想定の方策を行うものとする。

第4章 防災体制整備計画

この計画は、防災関係機関及び特定事業所等の防災に関する組織、体制及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等について定めるものである。

第1節 防災体制の基本

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害に対して、円滑かつ効果的な防災活動の実施を確保するため、防災組織を整備し、災害の規模、程度及び災害発生の危険度に応じた職員の動員、配置等をあらかじめ定めておくものとする。

なお、防災組織の整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 組織の編成及び所掌事項を明らかにし、常に実情に即したものとする。
- 2 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置する。
- 3 夜間、休日等の連絡及び出動体制を明確にする。
- 4 災害の規模及び態様に応じた応急措置を定める。

第2節 防災関係機関の組織

県域の特別防災区域に係る防災組織の組織系統は次のとおりである。



第3節 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所掌する防災業務についてその機能を十分発揮することができるよう、災害情報の収集伝達及び防災活動組織の整備を図り、災害の規模及び急迫度に応じた職員の動員、配備及び活動に関する計画を、おおむね次の基準で定めるものとする。

第1次防災体制

特定事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び所轄消防署又は海上保安部の防災力をもって、防御鎮圧しうる程度の事故に対応するためにとる措置

第2次防災体制

第1次防災体制に加えて、地区内事業所の応援及び隣接消防署等の応援出動によらなければ、防御鎮圧が困難な場合にとる体制

第3次防災体制

第2次防災体制によっても対応できない災害に対して、統合的な防災活動を行う場合の体制
なお、計画の策定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 初動体制、全体体制及びその中間的体制等のように、災害の経過に応じた段階的な体制を検討するとともに、災害が長期にわたる場合の措置も考慮する。
- 2 気象、地象及び海象等の予備報の発表、災害の発生危険の程度、急迫度、災害の種類及び規模、発生場所を考慮する。

第4節 特定事業所の防災組織及び防災活動

特定事業者は、災害防止法に定める自衛防災組織及び共同防災組織の設置、防災管理者の選任、防災規模の制定等を早急に整備し、併せて相互応援体制の整備を行うとともに異常現象の通報、応急措置、初期防災、消防機関等の誘導及び防災資機材の調達・輸送等災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配備、活動に関する計画及び他の特定事業所に対する応援計画を定め、防災活動体制の万全を期するものとする。

自衛防災組織の基本的な防災活動の基準は、次のとおりとする。

1 異常現象の早期発見、早期通報体制の確立

特定事業者は、所内における巡回監視体制を確立し、異常現象の発見に努めるとともに、異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、第5章第4節（災害情報の収集、伝達）に定める通報事項を簡潔明瞭に通報する。

2 救出救助活動

特定事業者は、自衛防災組織により被災負傷者の救出、救助活動を行うとともに、防災活動要員以外の者の避難誘導を行い、公設消防隊の到着後は相互に連携を保ち協力して救出及び救護に努める。

3 防御活動

特定事業者は、発生した災害の拡大防止及び鎮圧を図るため、自衛防災組織、防災資機材の活用方策及び相互応援による災害防御体制を整え、迅速的確な応援措置をとり、公設消防隊到着後は、その指揮下にはいる。

なお、応急措置とともに次の措置をとるものとする。

- (1) 公設消防隊に対し、水利、火点への誘導
- (2) 公設消防隊に対し、災害現場及び附近の施設の説明
- (3) 災害発生区域周辺の警戒及び防災活動現場の確保
- (4) 消防水利の確保
- (5) 電源の開閉
- (6) 関係装置の運転停止又は開始
- (7) 消火活動障害物件の除去又は破壊
- (8) 消火活動に必要な工作物の構築
- (9) 投光器及び放送設備の設置
- (10) 油流出箇所の点検及び土のう構築
- (11) 消火薬剤、油吸着材、油処理剤、オイルフェンス等の防災資機材の手配及び措置
- (12) その他必要な保安措置

第5章 災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の発生を未然に防ぐため、必要な事項について定めるものである。

第1節 防災教育及び訓練

1 防災教育

防災関係機関及び特定事業者は、効率的に防災業務を遂行できるように防災技術の向上及び防災意識の高揚を図るため、あらかじめ計画をたて、単独又は共同して職員等に対する防災教育を実施するものとする。

(1) 特定事業者は、従業員に対して年1回以上当該事業所に適応した防災教育を実施するとともに、区域内の他の特定事業者と共同して防災研修会等を実施する。

(2) 関係消防本部は、特定事業者を対象として年1回以上、次の事項を内容とする防災教育を実施する。

ア 防災管理者及び副防災管理者に対し、災害の未然防止と自衛防災組織及び共同防災組織の運用に関する教育

イ 防災要員に対し、災害の予防と災害防御技術に関する教育

ウ 危険物取扱者等に対し、危険物施設の保安、危険物の安全管理及び危険物災害の防止等に関する教育

(3) 防災関係機関は、所掌防災業務に関して特定事業者が当該事業者の防災上必要とする事項について防災教育を実施するほか、部内職員に対し防災教育研修を実施する。

2 防災訓練

防災関係機関及び特定事業者は、あらかじめ計画をたて、単独又は共同して災害応急対策のための実践的技能の向上及び一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施する。

防災訓練は、図上訓練及び実地訓練とする。

(1) 訓練種目

ア 緊急通信訓練

イ 避難救助訓練

ウ 交通規制・警戒区域設定訓練

エ 屋外タンクの火災・爆発・流出事故に対する防御訓練

オ 高圧ガスの漏えいに対する防御訓練

カ 流出油処理訓練

キ 船舶火災訓練

ク 自然災害応急対策訓練

(2) 訓練の区分

ア 単独訓練

特定事業者は、防災関係機関の協力をえて業務に直接関連する訓練種目を選定して随時単独訓練を実施するものとする。

イ 総合防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は一体となり数種目の訓練を盛り込んだ総合防災訓練を図上訓練や実地訓練等により概ね年1回程度実施する。

(3) 訓練実施上の留意事項

訓練を実施するにあたっては、関係機関等と連絡を密にし、あらかじめ災害を想定して、訓練項目を参加者に明示したうえで実施するものとし、とくに単独訓練は、実践的技能の向上を図るよう反復訓練をするものとする。

第2節 防災資機材の整備等

1 防災資機材の整備、備蓄

消防機関は、国が定める消防力の整備指針による防災資機材のほか、管内特定事業所の業態及び規模並びに特別防災区域周辺の状況に応じ、必要な資機材を整備し、備蓄するものとする。

特定事業者は、災害防止法に定める自衛防災組織及び共同防災組織の資機材を整備し、備蓄するほか、事業所の業態、規模及び事業所周围の状況に応じ、必要な防災資機材を整備し、備蓄するものとする。

防災関係機関は、その所掌業務の実施のため必要とする防災資機材を整備備蓄するものとする。

2 防災資機材の調達、輸送

防災関係機関及び特定事業者は、整備、備蓄する防災資機材のほかに、応急対策実施時に不足を生じ又は生ずるおそれがある防災資機材について、調達手続、輸送方法及び集積場所等の計画を定め、体制を整えておくものとする。

第3節 航空機事故による災害防止計画

1 県、新上五島町（消防本部）、松浦市（消防本部）は航空機の墜落等による事故から特別防災区域に係る災害を防止するため、必要に応じ大阪航空局長崎空港事務所に対して運航の監督又は行政指導の強化を要請するものとする。

2 大阪航空局長崎空港事務所は、航空機による石油コンビナート等特別防災区域の災害を防止するため対象区域上空の飛行について航空法第81条ただし書きの許可は行わないものとする。

ただし防衛活動、治安出動又は災害派遣を命じられた自衛隊機及び捜索又は救助のための航行を行う航空機を除く。

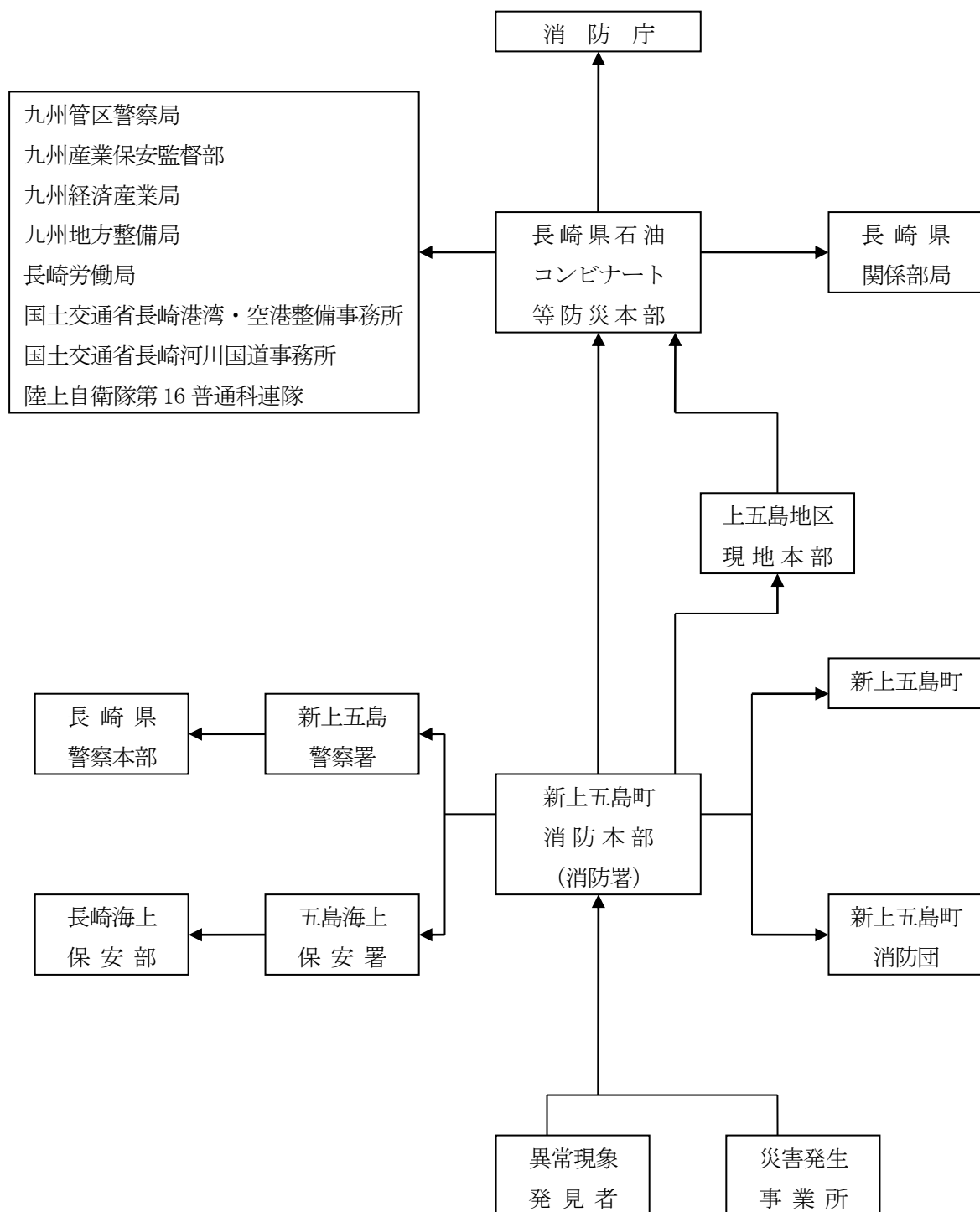
第4節 災害情報の収集、伝達

特別防災区域における災害の特殊性にかんがみ、防災関係機関は迅速かつ的確な情報の収集、伝達活動ができるよう、情報の収集、伝送に関する体制を整備するものとする。情報の収集、伝達の系統、方法および内容は次のとおりとする。

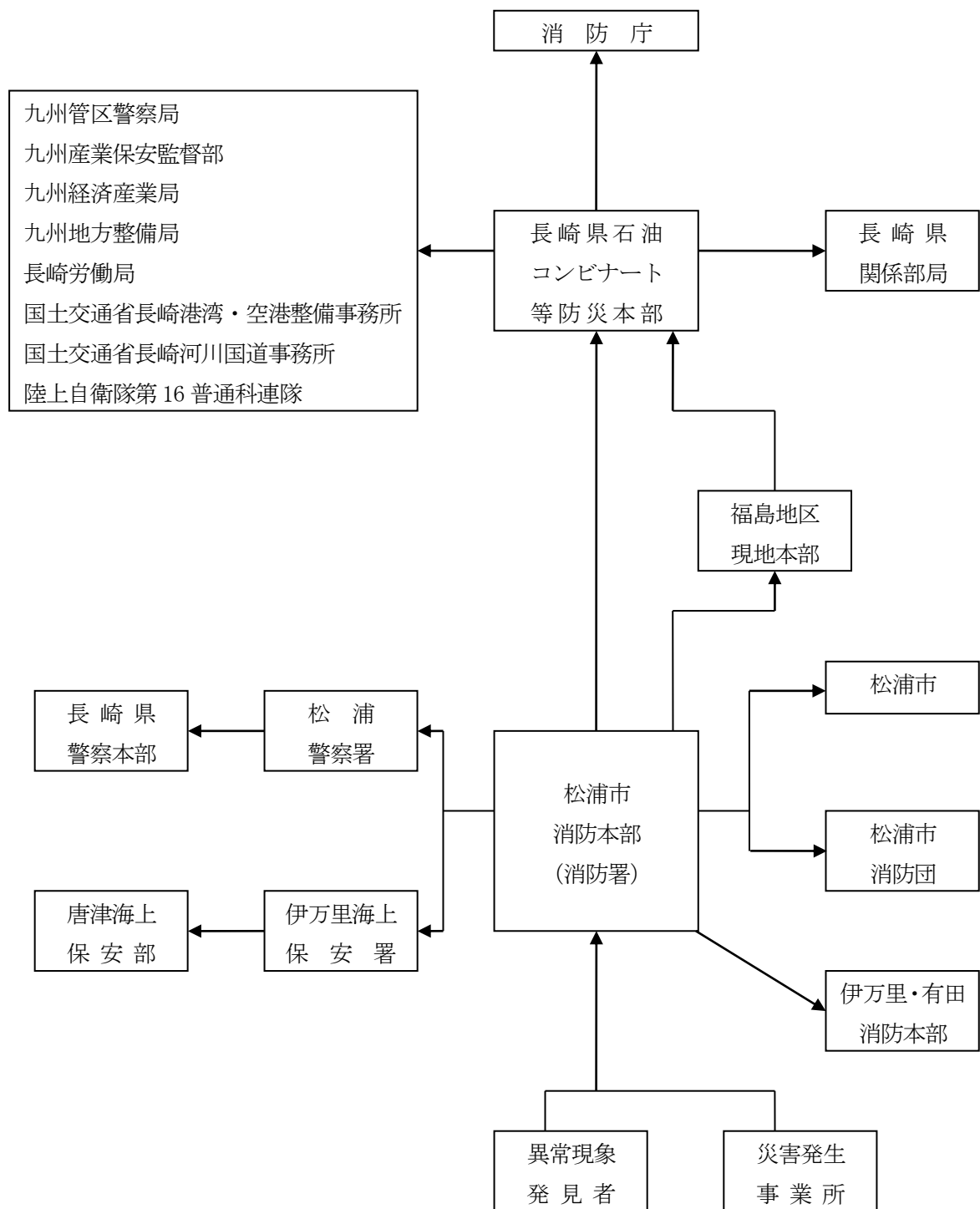
1 災害発生時の連絡系統

異常現象発生時の情報伝達系統は、次図のとおりである。

上五島地区 情報伝達系統図



福島地区 情報伝達系統図



2 連絡体制の確立と窓口の明確化

迅速かつ的確な情報の収集、伝達を期するため、防災関係機関及び特定事業所は、窓口となる担当課（係）を定めておくとともに、それぞれの組織内における伝達系統を定めておくものとする。

防災関係機関の連絡窓口は、次表のとおりである。

長崎県石油コンビナート等防災関係機関連絡窓口

機関名	連絡担当部課名	電話番号	
		時間内	時間外
長崎県	危機管理部基地対策・国民保護課	095-824-3597	095-824-3597
〃	福祉保健部福祉保健課	095-895-2410	〃
〃	産業労働部産業政策課	095-895-2611	〃
〃	水産部漁政課	095-895-2811	〃
〃	土木部港湾課	095-824-3625	〃
〃 県北振興局	管理部総務課	0956-23-4211	同左
〃 五島振興局	管理部総務課	0959-72-4852	0959-72-2121
〃 〃	上五島支所総務課	0959-42-1141	同左
九州管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	092-622-5000	同左
九州産業保安監督部	保安課	092-482-5469	080-5471-7276 (課長)
九州経済産業局	総務企画部総務課	092-482-5405	090-6297-9904 (防災担当参事官)
九州地方整備局	防災室	092-476-3544(直)	092-471-6331(代)
国土交通省長崎港湾・空港整備事務所	保全課	095-878-5203	同左
国土交通省長崎河川国道事務所	総務課	095-839-9211	同左
長崎海上保安部	警備救難課	095-827-5134	同左
長崎労働局	健康安全課	095-801-0032	同左
陸上自衛隊第 16 普通科連隊	第三科	0957-52-2131 (内線 235)	0957-52-2131 (内線 302)
長崎県警察本部	警備部警備課 (非常時)	095-820-0110 (内線 5730) (110)	095-820-0110 (当直) 同左
五島海上保安署		0959-72-4999	同左
新上五島町	総務課消防防災室	0959-43-0147	同左
新上五島町消防本部	警防課 (非常時)	0959-42-3240 (119)	0959-42-0119

機関名	連絡担当部課名	電話番号	
		時間内	時間外
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構上五島国家石油備蓄基地事務所	環境安全課 警備救難課 防災課 警防課 (非常時) 通信司令室 環境安全室	0959-52-4610	090-3047-9189 (所長)
上五島石油備蓄株式会社		0959-52-8991	中央監視制御室 0959-52-4717
唐津海上保安部		0955-74-4321	同左
伊万里海上保安署		0955-28-3388	同左
松浦市		0956-72-1111	同左
松浦市消防本部		0956-72-1211 (119)	同左
伊万里・有田消防本部		0955-23-2119	同左
九州液化瓦斯福島基地株式会社		0955-47-3451	同左
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構福島国家石油ガス備蓄基地事務所		0955-41-3030	090-7632-9432 (所長)

3 特定事業所の通報の時期及び内容

特定事業所の防災管理者又は副防災管理者は、当該事業所に異常現象が発生した場合、直ちに消防機関に通報する。通報を必要とする異常現象の範囲及び消防機関への通報内容はおおむね次のとおりとする。

異常現象の範囲

1 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

2 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの。

3 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量(液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度)の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置(回収及び除去を除く。)を必要としない程度のものを除く。

(1) 施設又は設備(以下「施設等」という。)に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

(2) 発見時に漏えい個所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置(以下「軽微な応急措置」という。)により漏洩が直ちに停止したもの。

4 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備(以下「製造等施設設備」という。)の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを除く。

5 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液化化等であつて、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

通 報 内 容

1 災害（異常現象）発生直後

- ア 災害発生場所
- イ 災害の種類、程度
- ウ 人身災害の有無又は程度
- エ 消防車等の進入口

2 中間情報

- ア 災害規模及び被害状況並びに二次災害発生のおそれの有無
- イ 応急対策の実施状況
- ウ その他応急対策実施上必要な事項

3 災害応急措置後の報告

災害応急措置が完了した後、速やかに資料 19 の報告書記入要領により資料 18 事故報告書を提出するものとする。

4 防災関係機関の伝達

(1) 消防本部

特定事業所から受けた通報内容を的確に判断し、長崎県警察本部又は所轄警察署及び関係海上保安部並びに防災本部に伝達する。また、当該市町の防災主管課、その他防災機関との相互連絡を図るとともに、職員の派遣等による情報収集活動を行う。

(2) 防災本部

消防本部等から災害の発生その他関係機関の連絡を受けた場合は、その内容を的確に判断し、必要に応じ防災関係機関に連絡するとともに、国（消防庁）に報告する。

（情報の内容により応援要請を必要とする場合を考慮して、自衛隊その他関係機関等に対し、災害の種類、程度及び応急対策の実施状況を通報する。）

(3) その他の防災関係機関

それぞれの組織を通じて所掌する防災業務の実施に必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じて部内関係部署に情報の伝達をする。

第5節 防災に関する調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止について、単独又は共同して調査研究を行い、防災対策上必要な事項について防災本部に報告するものとする。

防災本部は、災害の想定、応急措置及び災害事例等防災対策上必要な事項について、部会又は専門員による調査研究を行う。

当面の調査研究実施項目は、おおむね次のとおりである。

- 1 石油並びに高圧ガス等の貯蔵及び取扱い又は処理に係る設備施設の技術上の安全に関する調査研究
- 2 火災、爆発、石油等の流出又は漏洩その他の事故による防止及び拡大の防止に関する調査研究
- 3 地震、津波その他の異常な自然現象による二次災害の防止に関する調査研究
- 4 油火災特殊災害の防御技術に関する調査研究
- 5 災害想定に関する調査研究
- 6 その他防災上必要と認められる事項の調査研究

第6章 災害応急対策計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生
の防御、又は災害の拡大防止のために必要な事項を定めることを目的とする。

第1節 現地本部の設置及び運営

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に現地における
防災関係機関の統一的な防災活動を実施する必要があると認められるときは、現地本部を設置する。

1 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。現地本部長には当該区域を管轄する
市（町）長の職にある本部員をあてる。ただし海上で行われる災害に対する防災活動にあっては、
関係海上保安部長を現地本部長に指名する。

（1）新上五島地区現地本部

現地本部長 新上五島町長
現地本部員 新上五島町消防本部消防長
長崎海上保安部長
陸上自衛隊第16普通科連隊長
長崎県警察本部長
長崎県危機管理対策監
長崎県五島振興局長
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構上五島国家石油備蓄基地事務所長

（2）福島地区現地本部

現地本部長 松浦市長
現地本部員 松浦市消防本部消防長
唐津海上保安部長
陸上自衛隊第16普通科連隊長
長崎県警察本部長
長崎県危機管理対策監
長崎県県北振興局長
九州液化瓦斯福島基地株式会社代表取締役社長

2 現地本部の業務

現地本部の業務は次のとおりとする。

- （1）災害情報の収集、伝達及び分析
- （2）防災関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- （3）その他防災本部長の指示する事項

3 現地本部の運営

現地本部の運営は、次によるものとする。

- （1）現地本部の設置は、防災本部長が関係市町の市（町）長及び消防長又は関係海上保安部長の

意見を聞いて行う。

- (2) 現地本部の設置場所は、災害現地における連絡調整実施上適当な場所を防災本部長が定める。
- (3) 現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、現地本部長に事故があるときは、現地本部に属する本部員のうちから現地本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代行するものとする。
- (4) 現地本部の廃止は、当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認められるとき、現地本部長の意見を聞いて、防災本部長が行う。

第2節 火災等災害防御計画

この計画は、特定事業所における火災、爆発、石油等の流出又は漏洩、その他の事故による災害の防御について定めるものである。

1 防御活動の基本

陸上における災害の防御活動は、主として関係消防機関及び自衛防災組織等、海上における災害の防御活動は、主として関係海上保安部及び自衛防災組織等がそれぞれ担当するが、防御活動の基本は次のとおりとする。

- (1) 自衛防災組織等は、異常現象が発生したときは速やかに消防本部に通報するとともに、「防災規程」の定めるところにより防災関係機関と協力し、総力をあげて防御活動を実施する。
- (2) 関係消防本部は、異常現象発生 of 通報があったときは、それぞれの警防計画等の定めるところにより、直ちに出勤し総力をあげて防御活動を実施する。
この場合、防災関係機関は緊密な連絡及び調整を行うものとする。
- (3) 関係海上保安部は、異常現象発生 of 通報があったときは、直ちに出勤し、防災関係機関と緊密な連絡及び調整を行い、防御活動を実施する。
- (4) その他の防災関係機関は、異常現象発生 of 通報があったとき、又は関係消防本部等から要請があったときは、直ちに出勤可能な要員及び防災資機材を動員し、他の防災関係機関と協力して防御活動を実施するものとする。

2 陸上における災害

特定事業所における応急措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火災、爆発等
 - ア 操業中止等必要な防災関係
 - イ 特定事業所に異常現象発生 of 警報等発令
 - ウ 自衛防災組織による初期消火活動
 - エ その他災害の拡大防止及び二次災害防止のために必要な措置
- (2) 漏洩、拡散等
 - ア (1) にかかげる措置
 - イ 漏洩及び拡散の箇所又は原因の確認、漏洩箇所の閉止措置
 - ウ 火気、自動車、電気設備等の点火源の使用禁止
 - エ 流出油等の回収、処理
- (3) 石油流出
 - ア (2) にかかげる措置
 - イ 流出範囲の拡大防止措置

ウ 港湾への流入防止措置

エ 流出範囲及びその周辺における点火源となる設備等の使用禁止

3 海上における災害

(1) 陸上施設並びに、接岸中の船舶からの流出油

ア 特定事業所に異常現象発生の際警報等発令

イ 周辺海上の船舶への通報

ウ 流出油の拡散防止措置（オイルフェンス展開など）

エ 流出油の回収及び処理

(2) 接岸中の船舶の火災、爆発

ア (1) にかかげる措置

イ 荷役作業の中止

ウ 必要に応じ災害発生船舶の移動

エ 積載油の他の船舶による抜取り

オ 船舶の消防設備、自衛防災組織により初期消火活動

第3節 自然災害応急対策計画

この計画は、地震、津波、その他異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、石油等の流出又は漏洩等による二次災害の発生防止措置について定めるものである。

1 地震対策

(1) 特定事業所は、火災、爆発、石油等の流出等の災害を引き起こすおそれがある場合は、直ちに操業を中止し、タンク元バルブ閉鎖等の非常措置を施し事業所の火気使用を禁止する。また石油等の貯蔵施設及び配管、防油堤の破損の有無を調査するとともに、消火設備、安全装置、電力設備等の機能の適否を点検する。

(2) 関係消防本部は、出動の準備体制をとるとともに、必要と認めるときは警戒出動する。

(3) 防災関係機関は、地震情報、被害状況の把握、津波の有無についての情報を収集し、警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。

2 津波及び高潮対策

津波警報又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。

(1) 特定事業所は、直ちに操業を中止し、従業員を避難させるとともに、荷役中の船舶があるときは荷役を中止させ、港外に避難させる。

(2) 関係消防本部は、特定事業所に対しとるべき措置について指導を行うとともに、沿岸住民に対し広報車等により、避難等の広報を実施する。

(3) 海上保安部は、船舶等に対して警報の伝達、避難の指示を行い、必要により巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。

(4) 関係市町は、警察、海上保安部等の協力を得て、避難の指示を行い、避難所の開設、避難の誘導等の措置を講ずる。

(5) 防災関係機関は、所掌する防災業務に応じ、必要とする情報を収集、伝達し、警戒態勢をとるなど必要な措置を講ずる。

3 その他の自然災害対策

強風、波浪、豪雨、落雷、竜巻等の異常な気象等による自然災害で、事前に予警報が発表される場合には、災害の発生防止及び拡大防止に係る防災措置の準備体制をとり、突発的に発生するものについては災害想定に基づく応急措置を直ちに講じられるよう体制を整え、二次災害の発生防止に万全の措置を講じておくものとする。

- (1) 強風の際は火気の使用を制限し、貯蔵施設又は配管等を損壊するおそれのある飛散しやすい物件は、除去又は固定の措置を講ずる。
- (2) 特定事業所の施設に著しい影響を及ぼすおそれのある波浪の際は、荷役作業の中止、浅橋及び浅橋上の配管の損壊防止措置、防油堤等への海水進入防止等の措置を講ずる。
- (3) 豪雨の際は随時警戒巡視を実施し、防油堤のたん水防止、流水によるタンク基礎部等の損壊防止等に努める。
- (4) 落雷、竜巻の際は特定事業所の施設、設備等の被害状況調査及び機能点検をすみやかに実施して、二次災害発生のおそれのある場合は直ちに操業を中止するなどの防止に係る応急措置を講ずる。

第4節 警戒区域の設定及び交通規制計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動及び緊急車両の通行を確保するため必要とする警戒区域の設定及び交通規制について定めるものである。

1 警戒区域の設定

関係市町長は、人の生命身体に対する危険の防止又は防災活動上必要があると認めるときは、警察及び海上保安部の協力を得て警戒区域を設定し、防災活動関係者以外の者の立入制限、退去等の措置をとり、防災活動の円滑を図るものとする。

この場合警察は、防災関係機関と協力し、次の措置を講ずる。

- (1) 災害現場における雑踏整理
- (2) 警戒区域の確保
- (3) 被災者の救出と行方不明者の捜索

2 交通規制

(1) 陸上交通の規制

警察は、災害の発生又は発生のおそれがある場合、特別防災区域及びその周辺の道路において、防災活動の実施、防災資機材の輸送、緊急車両の通行及び住民の避難等の安全を確保するため、必要な交通規制及び交通整理を行う。

(2) 海上交通の規制

海上保安部は、災害のため特別防災区域周辺の海上の交通を規制する必要がある場合は、所要の交通規制を行い、安全な航路を確保する。

第5節 避難及び誘導計画

この計画は、特別防災区域に隣接する地域の住民及び特定事業所の従業員等の生命及び身体を保護するため必要な避難及び誘導の措置について定めるものである。

1 実施責任

(1) 関係市町長

関係市町長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要請し、避難の指示を行う。

(2) 警察

警察官は関係市町長から要請があったとき、又は関係市町長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示を行う。この場合は直ちに関係市町長に通知するものとする。

(3) 海上保安部

海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、又は関係市町長から要請があったとき、若しくは関係市町長が避難の指示ができないと認められるときは、船舶乗組員、旅客、住民に対し避難の指示を行う。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り住民等に対し、避難の指示を行う。

(5) 特定事業所

特定事業所は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。

2 避難場所及び経路

関係市町長は、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議し、避難場所及び避難経路を設定し、関係住民等に周知徹底しておくものとする。

避難場所及び避難経路は、災害の状況により使用できない場合に備え、複数の設定に配置するものとする。

3 実施上の留意事項

避難の実施責任者は、避難を指示する場合は、次によるものとする。

(1) 避難の指示は、防災関係機関の協力を得て、広報車、放送設備及びサイレン等により速やかに伝達する。

(2) 避難の指示にあたっては、その理由及び内容、避難場所及び経路並びに火災盗難の予防措置を周知するものとする。

(3) 避難にあたっては、避難経路の要所に警察官、消防職員、消防団員等を配置して、誘導する。

第6節 応援要請計画

この計画は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要がある場合における応援要請等について定めるものである。

1 自衛隊の災害派遣要請

(1) 派遣要請の基準

知事（防災本部長）は、特別防災区域に係る災害に際し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つ暇がないと認めるときは、自衛隊は要請を待たないで部隊等を派遣する。

(2) 要請の手続

知事（防災本部長）が災害派遣を要請する場合は、第 16 普通科連隊長に対し文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし緊急の場合は口頭又は電話等によるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他必要な事項

(3) 部隊等の出動

派遣要請を受けた自衛隊は、派遣を必要と認めたときは、知事（防災本部長）に通報するとともに、直ちに必要とする部隊並びに資機材を、災害現場に派遣するものとする。

この場合知事（防災本部長）は、派遣を要請した現地本部長又は防災関係機関に対し、派遣部隊等の受入態勢をとるよう指示するものとする。

(4) 部隊等の撤収

知事（防災本部長）は、自衛隊による応急救援又は応急復旧が終了したと認めるとき、又は現地本部長若しくは防災関係機関から自衛隊の撤収の要請があったときは、第 16 普通科連隊長に対し、部隊等の撤収を要請するものとする。

派遣部隊の長は、知事（防災本部長）から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認め防災本部長と調整したときは、派遣部隊等を撤収するものとする。

2 防災関係機関以外の地方公共団体等に対する応援要請

災害が発生した区域を管轄する関係市町長は、災害が拡大し消防隊又は防災資機材等の受援を必要すると認めるときは、消防相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体の長に対して、応援を要請するものとする。

災害が発生した特定事業所の特定事業者は、応急措置の実施のために必要があると認めるときは、他の特別防災区域の特定事業者又は共同防災組織に対し応援を要請するものとする。

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生した場合において、応急措置の実施のため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して応援を要請するものとする。

防災本部長は、関係市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害が発生した区域を管轄する関係市町長に対して他の地方公共機関の長に応援を要請するよう指示するものとする。

第 7 節 災害広報計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に防災関係機関が行う災害広報について定めるものである。

1 災害広報の基本方針

防災関係機関は、被災地における人心の安定、秩序の維持を図るため、災害の状態、応急対策の実施状況等を迅速的確に広報伝達するように努めるものとする。

2 広報の内容

災害広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況（日時、場所、災害原因等）
- (2) 避難の指示及び避難場所、経路
- (3) 地域住民のとるべき措置と心得
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) その他人心の安定、秩序維持のため必要な事項

3 広報の方法

広報は、県、関係市町、関係消防本部、警察及び海上保安部の広報車、船舶等によるほか、報道機関に協力を求めるものとする。

第7章 災害復旧計画

この計画は、特別防災区域に係る災害について、災害応急復旧及び災害復旧について定めるものである。

第1節 災害復旧の基本方針

災害復旧実施責任者は、被災した原形復旧にあわせて、再度の災害の発生を防止するために必要とする施設の新設及び改良等の措置を講じ、将来に備えるものとする。

第2節 公共施設の災害復旧

国の所轄に係る公共土木施設について、国が災害復旧事業を実施し、この他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては、県及び市が災害復旧工事を実施する。その他の公共施設については、災害復旧実施責任者がそれぞれ災害復旧事業を施行する。

第3節 その他の災害復旧

県及び市町は、り災者に対し、応急住宅の建設、災害援護資金の貸し付け及び災害復旧住宅資金のあっせん等の措置を講ずるものとし、中小企業者に対しては被災施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われるよう、金融機関に対して必要な措置を講ずるものとする。

附 属 資 料

資料1	長崎県石油コンビナート等防災本部条例	1
資料2	長崎県石油コンビナート等防災本部運営要綱	2
資料3	長崎県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿	4
資料4	上五島地区位置図及び事業所配置図	6
資料4-2	上五島国家石油備蓄基地上五島事業所配置図	7
資料4-3	上五島国家石油備蓄基地上五島事業所配置図	8
資料5	福島地区位置図及び事業所配置図	9
資料5-2	九州液化瓦斯㈱福島基地配置図	10
資料6	特定事業所の概要	11
資料7	防災資機材の現況	12
資料8	特定事業所の特定防災施設及び防災資機材の保有状況	13
資料9	危険物等の貯蔵・取扱い・処理量の状況	14
資料10	危険物施設数の概要	15
資料11	危険物の施設別貯蔵取扱量の状況	16
資料12	危険物屋外貯蔵タンク一覧表	17
資料13	危険物屋外貯蔵タンク容量別一覧表	18
資料14	高圧ガス貯蔵タンク一覧表	19
資料15	高圧ガスの設備別処理・貯蔵量の状況	20
資料16	特定事業所における防災の組織	21
資料17	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(抄)等	23
資料18	報告書の様式	25
資料19	報告書の記入要領	27

資料1

昭和51年9月29日
長崎県条例第25号

長崎県石油コンビナート等防災本部条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第28条第8項の規定に基づき、長崎県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ8人以内、8人以内及び4人以内とする。

2 法第28条第5項第8号及び第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門員)

第3条 法第28条第6項に掲げる専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第4条 防災本部に、幹事13人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第5条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2

長崎県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年長崎県条例第25号）第6条の規定により、長崎県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災本部の会議（以下「会議」という。）は本部長が招集する。

- 2 会議は、本部員の3分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関又は特定事業所の職員のうちから代理者を選任し、その者を本部会議に出席させることができる。
- 4 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第3条 本部長は、庶務に従事する職員に会議録を作成させ、会議の概要及び出席本部員の氏名等必要な事項を記載させ、保管しなければならない。

(部会における準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事会)

第5条 防災本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、基地対策・国民保護課長の職にある幹事をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。
- 5 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。
- 6 第3条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(本部長の専決処分)

第6条 本部長は、会議が成立しないとき又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、防災本部が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 防災に関する情報を収集し、それを関係者に伝達すること。
- (2) 災害が発生した場合において、関係機関等が長崎県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 長崎県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (4) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び外の都道

府県との連絡を行うこと。

(5) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(6) 防災計画又は修正した防災計画の要旨を公表すること。

(7) その他軽易な事項

2 本部長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(書面による決議)

第7条 本部長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇が無いとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、次の各号に掲げるものについて、書面をもって議決を行うことができるものとする。

(1) 防災計画の修正に関する事項

(2) 本要綱の改正に関する事項

2 書面による議決は、本部員の過半数で決し、可否同数の場合は、本部長の決するところによる。

(庶務)

第8条 防災本部の庶務は、基地対策・国民保護課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月7日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

資料3

長崎県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿

(R6.2.1)

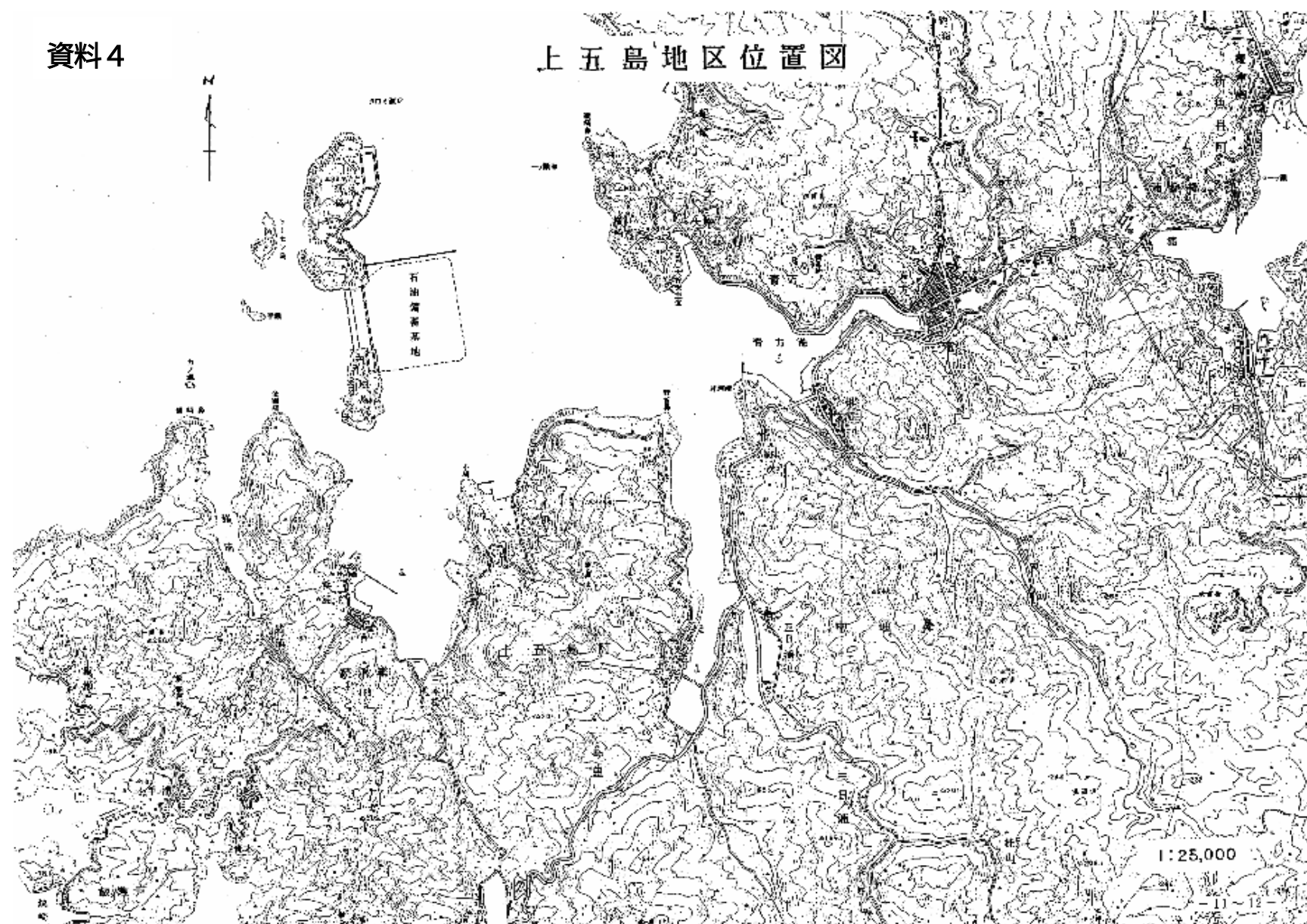
◎ 本部長 長崎県知事

◎ 法第28条第4項による本部長代理 長崎県副知事

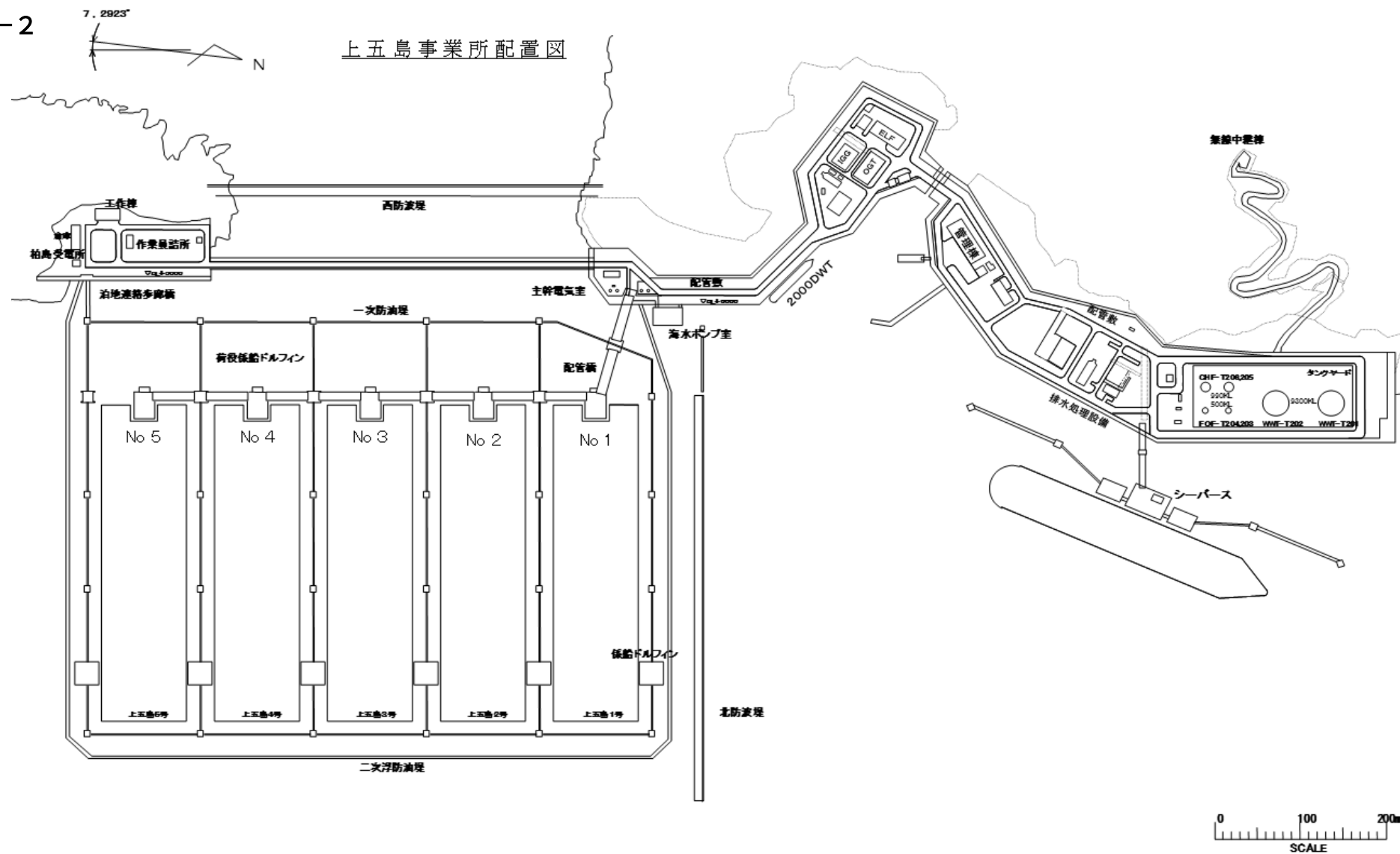
区 分	本 部 員	本部員23名 幹事10名
	職 名	職 名
第1号本部員 (特定地方行政機関)	九州管区警察局長	
	九州産業保安監督部長	
	九州地方整備局長	国土交通省長崎港湾・空港整備 事務所長 国土交通省長崎河川国道事務所長
	長崎海上保安部長	警備救難課長
	長崎労働局長	
	唐津海上保安部長	警備救難課長
第2号本部員 (陸上自衛隊)	陸上自衛隊第16普通科連隊長	
第3号本部員 (警察)	長崎県警察本部長	警備課長
第4号本部員 (長崎県)	副知事	
第4号本部員 (長崎県)	危機管理対策監	基地対策・国民保護課長
	福祉保健部長	
	産業労働部長	
	水産部長	
	土木部長	
	県北振興局長	
	五島振興局長	

区 分	本 部 員	幹 事
	職 名	職 名
第 5 号本部員 (市町村)	新上五島町長	
	松浦市長	
第 6 号本部員 (関係市町村)	—	
第 7 号本部員 (消防)	新上五島町消防本部消防長	警防課長
	松浦市消防本部消防長	警防課長
第 8 号本部員 (特定事業者)	独立行政法人エネルギー・金属鉱物 資源機構上五島国家石油備蓄基地事 務所長	上五島石油備蓄(株)副所長
	九州液化瓦斯福島基地株式会社代表 取締役社長	環境安全室長
第 9 号本部員	九州経済産業局長	

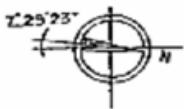
資料4



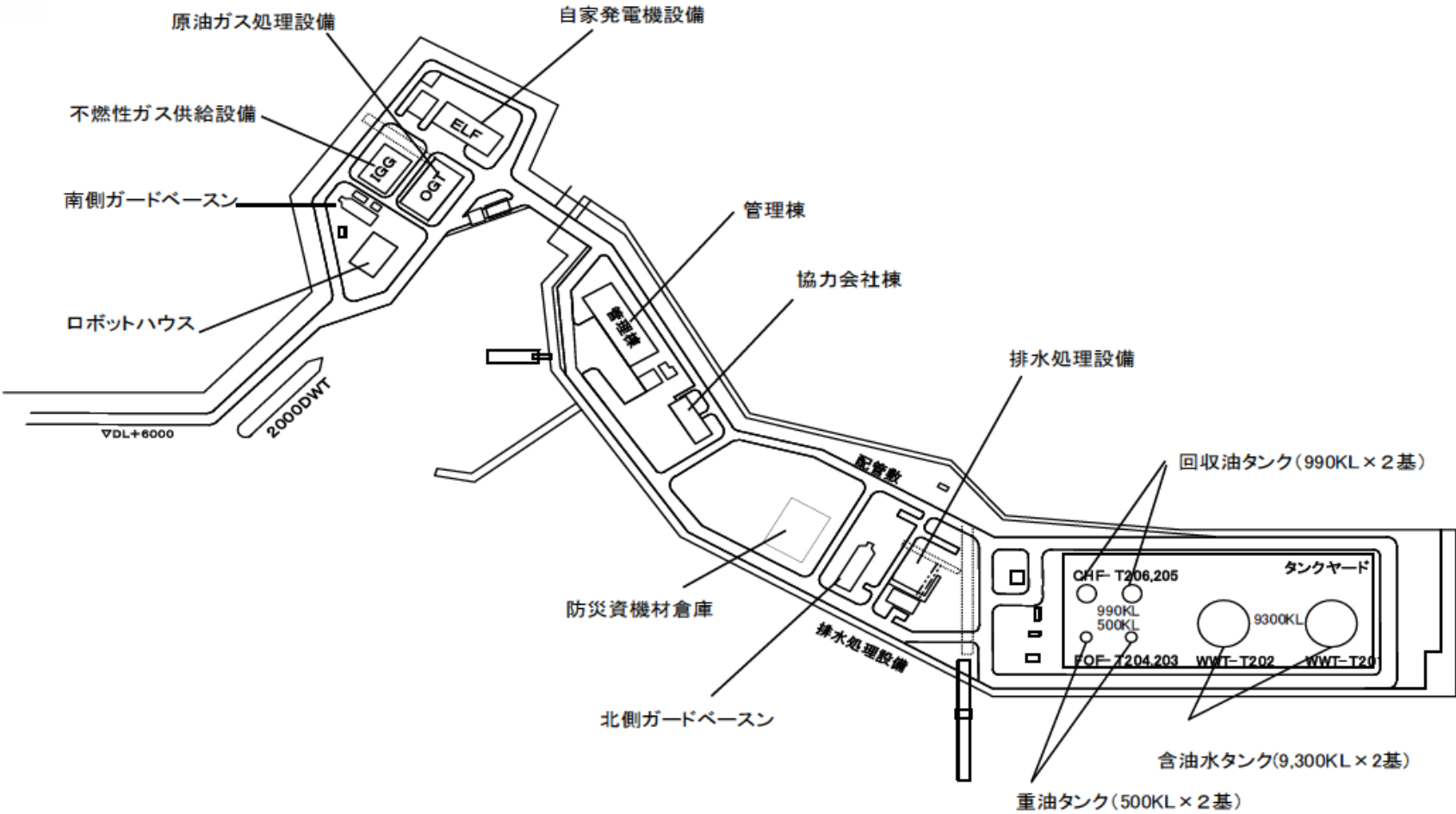
資料4-2



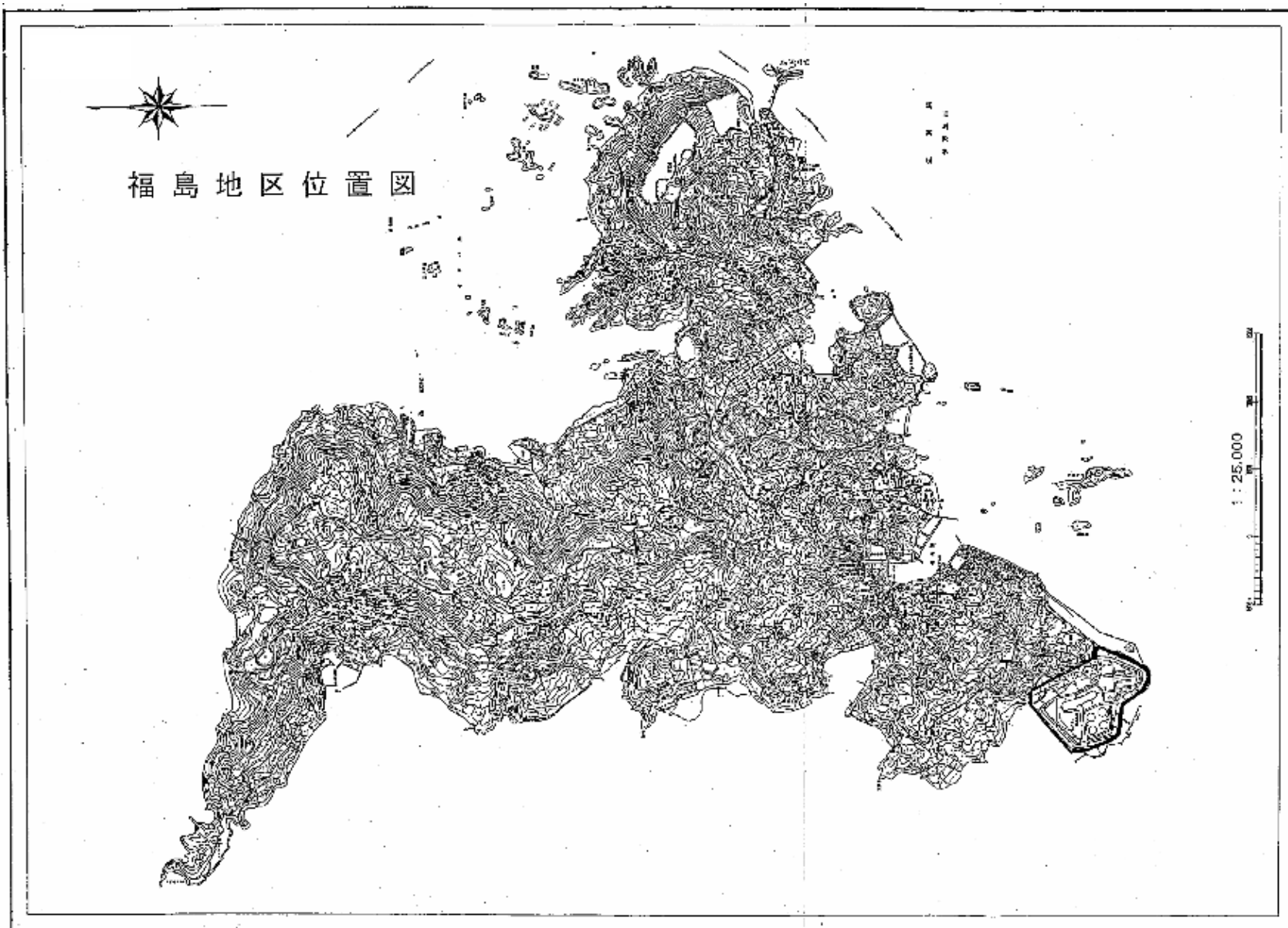
資料4-3

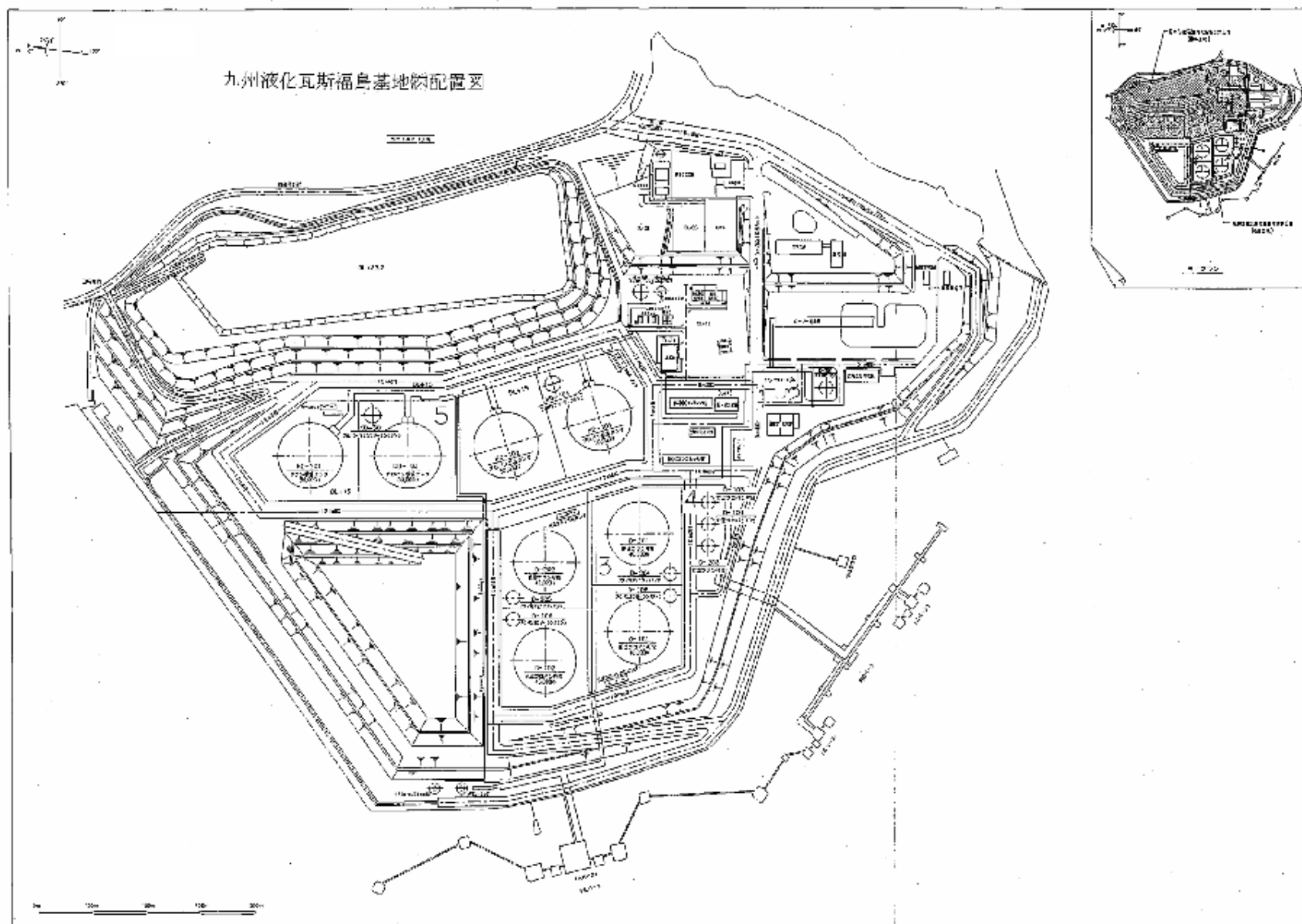


上五島事業所配置図



資料5





資料 6

特 定 事 業 所 の 概 要

(R6. 8. 1現在)

地区	特定事業 所の別	事業所名	所在地	業態	従業員数				敷地面積	石油最大貯蔵量・取扱量 高圧ガス処理量	
					総数	昼間	夜間	休日		石油類	高圧ガス
上五島	第1種	上五島国家 石油備蓄基地	南松浦郡新上五島町 続浜ノ浦郷818-411 TEL0959-52-4610	倉庫業 (石油備蓄)	人 62	人 44	人 6	人 6	m ² 262,806	kl 4,670,285	m ³
福島	第1種	九州液化瓦斯 福島基地(株)	松浦市福島町 塩浜免58番地2 TEL0955-47-3451	サービス業 (LPG基地)	78	60	6	6	368,770	29.05	Nm ³ /D 31,597,188
計					140	104	12	12	631,576	4,670,314.05	31,597,188

資料 7

防 災 資 機 材 の 現 況

(R6. 8. 1現在)

地区名 機関名		防災資機材		大型化学高所放水車	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通消防車	小型消防車	可搬式		耐熱服	空気又は酸素呼吸器	泡消火薬剤	消防艇	防災指揮船	オイルフェンス	オイルフェンス展開船	油回収バンスー搭載船兼	油回収バンスー搭載船兼	補助船兼油回収システム	油回収器	粉末消火薬剤	オイルマット	油処理剤	ゲルカ剤
												泡放水砲	放水銃															
総計		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	基	基	着	基	kl	隻	隻	m	隻	隻	隻	隻	基	kl	kg	kl	kl
上五島福	計						1			10		4	38	14	85	191.64	3	1	3,520	1	1	1	5		4	4,882	5.56	
	特定事業所						1					4	8	8	50	191.44	2	1	3,520	1	1	1	5			4,657	4.92	
	新上五島町									5		4	4		34	0.9										27	0.12	
	五島海上保安署													4	6	0.54	2									80	0.4	
島	計									5			30	6	35	0.2	1								4	225	0.64	
	特定事業所									1			26	2	5										4	100	0.5	
	松浦市									4			4	2	28											45	0.04	
	伊万里海上保安署													2	2	(巡視船艇)0.2	1									80	0.1	

資料 8

特定事業所の特定防災施設及び防災資機材の保有状況

(R6. 8. 1現在)

地区名 事業所名等			防災資機材		大型化学高所放水車	大型化学高所放水車	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	可搬式		耐熱服	空気又は酸素呼吸器	泡消火薬剤	防災指揮船	オイルフェンス	オイルフェンス展開船	油回収ポンプ兼搭乗船	油回収ポンプ兼回収システム補助船	油回収器	粉末消火薬剤	オイルマッ	油処理剤	ゲル剤	流出油防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備
											泡放水砲	放放水銃																
総計			人	台	台	台	台	台	台	1	基	基	着	基	kl	隻	m	隻	隻	隻	基	kl	kg	kl	kl	kl	kl	
上五島	自衛防災組織	上五島国家石油備蓄基地								1		4	4	10	190	1	3,520	1	1	1	5		4,550	4.4			3,098	
福島	自衛防災組織	九州液化瓦斯福島基地㈱										26	2	5								4	100	0.5		307,951	2,940	

資料9

危険物等の貯蔵・取扱い・処理量の状況

(R6. 8. 1現在)

地区	事業所名	石油の最大貯蔵・取扱量		高圧ガスの最大処理量		石油以外の危険物の最大貯蔵・取扱量		指定可燃物の最大貯蔵・取扱量	
		品名	数量(kl)	品名	種類 (N m ³)	品名	数量(t)	品名	数量(t)
上五島	上五島国家 石油備蓄基地	第1石油類	4,669,082.04						
		第2 "	13.7						
		第3 "	1,172.556						
		第4 "	25						
		計	4,670,293.296						
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	第1石油類	15.66	液化石油ガス	31,595,633				
		第2 "	0.50	液化窒素	1,555				
		第3 "	0.02						
		第4 "	1.7						
		アルコール類	14.53						
		計	32.41		31,597,188				

資料10

危険物施設数の概要

(R6. 8. 1現在)

施設区分 地区名		貯 蔵 所				取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 タン ク 所	屋 外 貯 蔵 所	計	給 油 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	計	
上五島	上五島国家石油備蓄基地	2	11	1	14	1	1	4	6	20
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	1		2	3			2	2	5
合 計		3	11	3	17	1	1	6	8	25

※福島の屋外については地下タンク貯蔵所

危 険 物 の 施 設 別 貯 蔵 ・ 取 扱 量 の 状 況

(R6. 8. 1現在)

地区	事業所名	危 険 物 の 種 類			貯 蔵 所				取 扱 所				合 計	当施設への授受方法									
		種 別	品 名	品 目	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	計	給油 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	計		受 入				払 出					
														運搬 車両	ロー リー	タン カー	配 管	消 費	運搬 車両	ロー リー	タン カー	配 管	
上五島	上五島国家 石油備蓄基地	第 4 類	第 1 石 油 類	原 油(kl)	1.8	20,580		20,581.8		240,000	0.24	240,000.24	260,582.04				○					○	
			第 1 "	原油(貯蔵船:kl)		4,408,500		4,408,500					4,408,500			○				○			
												(合計)	4,669,082.04										
			第 2 "	軽 油(kl)	6.7		7	13.7					13.7	○				○					
			第 3 "	重 油(〃)	6.2	1,000		1,006.2	50		116.356	166.356	1172.556			○		○					
			第 4 "	潤滑油(〃)	6		9	15			10	10	25	○				○					
福島	九州液化瓦斯 福島基地㈱	第 4 類	第 1 石 油 類	着臭剤(kl)			14.79	14.79			0.81	0.81	15.60		○			○					
				ガソリン(〃)	0.06			0.06					0.06	○				○					
			第 2 "	灯・軽油(〃)	0.5			0.5					0.5	○				○					
			第 3 "	潤滑油(〃) 流出油防止剤	0.02			0.02					0.02	○				○					
			第 4 "	潤滑油(〃)	1.7			1.7					1.7	○				○					
			アルコール類	メタノール(〃)			11.90	11.90			2.55	2.55	14.45		○				○				
				消臭剤 エタノール(〃)	0.08			0.08					0.08	○					○				

※福島の外外については地下タンク貯蔵所

危険物屋外貯蔵タンク一覧表

(R6. 8. 1現在)

地区名	事業所名	図示番号	種別	品名	品目	許可数量(kl)	型	直径×高さ(m)×(m)	設置年月日	防波堤容量(m ³)	備考
上五島	上五島国家石油備蓄基地	1	第4類	第1石油類	原油	9,300	円筒型縦置 (フローティング)	31.0×14.0	63.5.24	10,620	
		2	〃	〃	〃	9,300	〃	〃	〃		
		3	〃	〃	〃	990	〃	12.3×10.0	〃		
		4	〃	〃	〃	990	〃	〃	〃		
		5	〃	第3石油類	重油	500	円筒型縦置 (コーンルーフ)	8.8×9.0	63.5.2		
		6	〃	〃	〃	500	〃	〃	〃		
		No.1	〃	第1石油類	原油	881,700	リセス付直方体	(長) (幅) (高) 390.0×97.0×27.6	63.9.20	(第1次浮堤) 129,934	(第2次浮堤)
		No.2	〃	〃	〃	881,700	〃	〃	〃	129,930	129,944
		No.3	〃	〃	〃	881,700	〃	〃	〃	129,930	
		No.4	〃	〃	〃	881,700	〃	〃	〃	129,930	
		No.5	〃	〃	〃	881,700	〃	〃	〃	129,928	
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	1	第4類	第1石油類	着臭剤	14.79	円筒型横置	1.8×5.8	57.5.28		
		2	〃	アルコール類	メタノール	11.90	〃	2.0×5.9	〃		

※福島島の屋外については地下タンク貯蔵所

資料13

危険物屋外貯蔵タンクの容量別一覧表

(R6. 8. 1現在)

地区名	事業所名	品名	計	1万kl 以上 5万kl 未満	5,000kl 以上 1万kl 未満	1,000kl 以上 5,000kl 未満	500kl 以上 1,000kl 未満	100kl 以上 500kl 未満	100kl 未満	最大屋外貯蔵タンク			
										容量 (kl)	直径 (m)	高さ (m)	品目
総計		第1石油類	10	(5万kl以上) 5	2		2		1				
		第2 "											
		第3 "	2				2						
		第4 "											
		アルコール類	1						1				
		計	13	(5万kl以上) 5	2		4		2				
上五島	上五島国家石油 備蓄基地	第1石油類	4		2		2			9300 990	31 12.3	14 10	原油
		"	5	5 (5万kl以上)					(洋上タンク)	881,700	(長) (幅) (高) 390.0×97.0×27.6		原油
		第3 "	2				2			500	8.8	9.0	重油
		第4 "											
		計	11	5 (5万kl以上)	2		4						
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	第1石油類	1						1	14.79	1.8	5.8	着臭剤
		アルコール類	1						1	11.90	2.0	5.9	メタノール
		計	2						2				

※福島屋外については地下タンク貯蔵所

資料14

高 圧 ガ ス 貯 蔵 タ ン ク 一 覧 表

(R6. 8. 1現在)

地区名	事業所名	図示 番号	高圧ガスの区分	高圧ガスの種類	貯蔵量(t)	型	大きさ	設置年月日	備考
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	3	可燃性	LPG	160,000	平底円筒式 金属二重殻	プロパンΦ60.0m×h38.9m ブタンΦ59.3m×h38.8m	S58.1.31	プロパン×2基 ブタン×2基
		4	〃	〃	1,500	球 型	φ 12.412m×h21.1m	S58.1.31	プロパン×2基 ブタン×1基
		5	〃	〃	200,000	平底円筒式 金属二重殻	プロパン φ 60.3m×h44.81m ブタン φ 60.3m×h44.1m	H17.6.28	プロパン×3基 ブタン×1基
		6	毒性・可燃性以外のガス	液化窒素	17.7	円筒縦置	φ 2.5m×h5.023m	S56.12.18	1基

資料15

高 圧 ガ ス の 設 備 別 処 理 ・ 貯 蔵 量 の 状 況

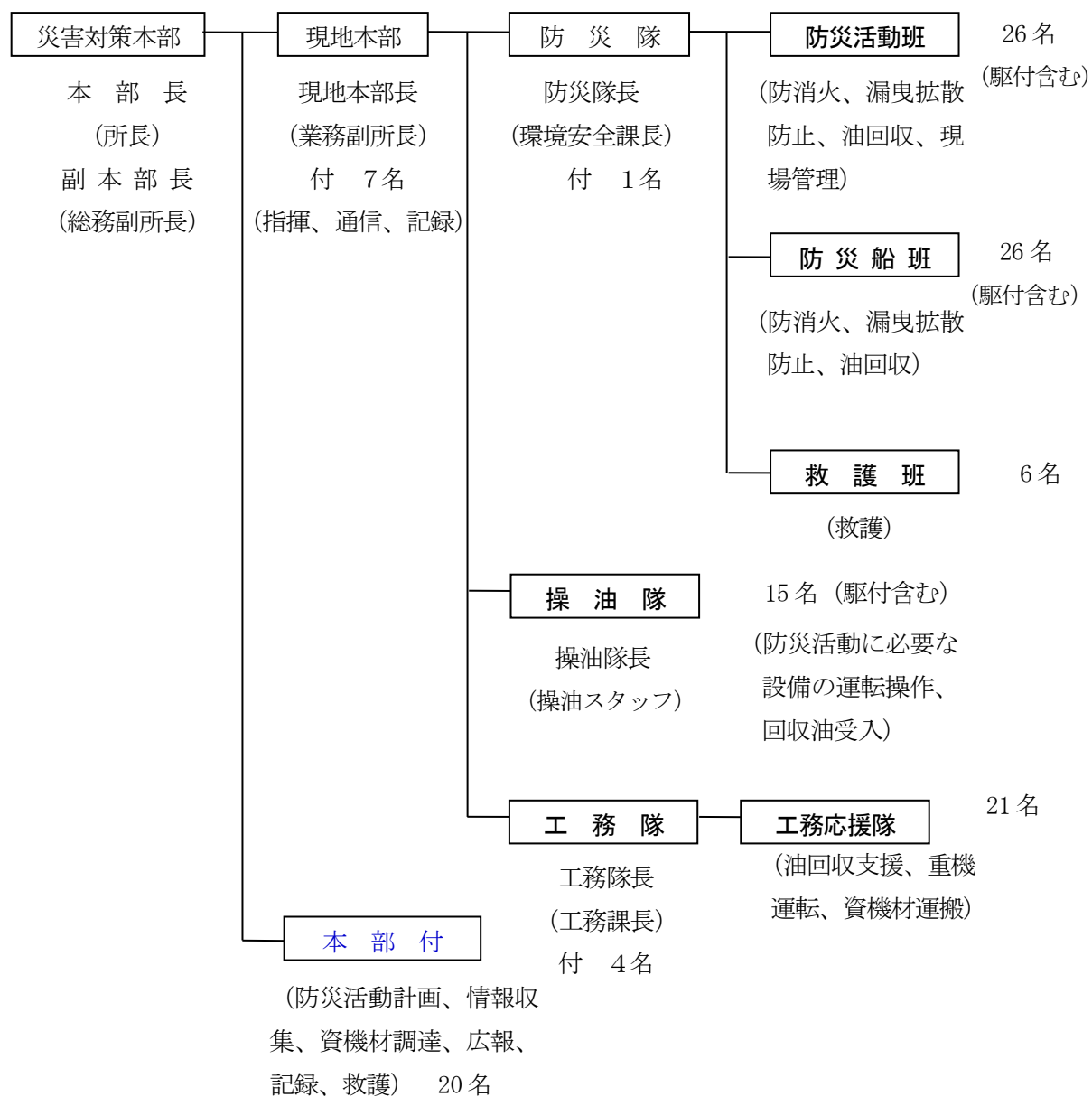
(R6. 8. 1現在)

地区名	事業所名	高圧ガスの種類	製造所		貯蔵所	当該設備への授受方法								
						受入				払出				
			処理量(Nm³)	貯蔵量(t)	貯蔵量(t)	運搬車両	ローリー	タンカー	配管	消費	運搬車両	ローリー	タンカー	配管
福島	九州液化瓦斯 福島基地(株)	可燃性	31,597,188	360,920				○		○		○	○	

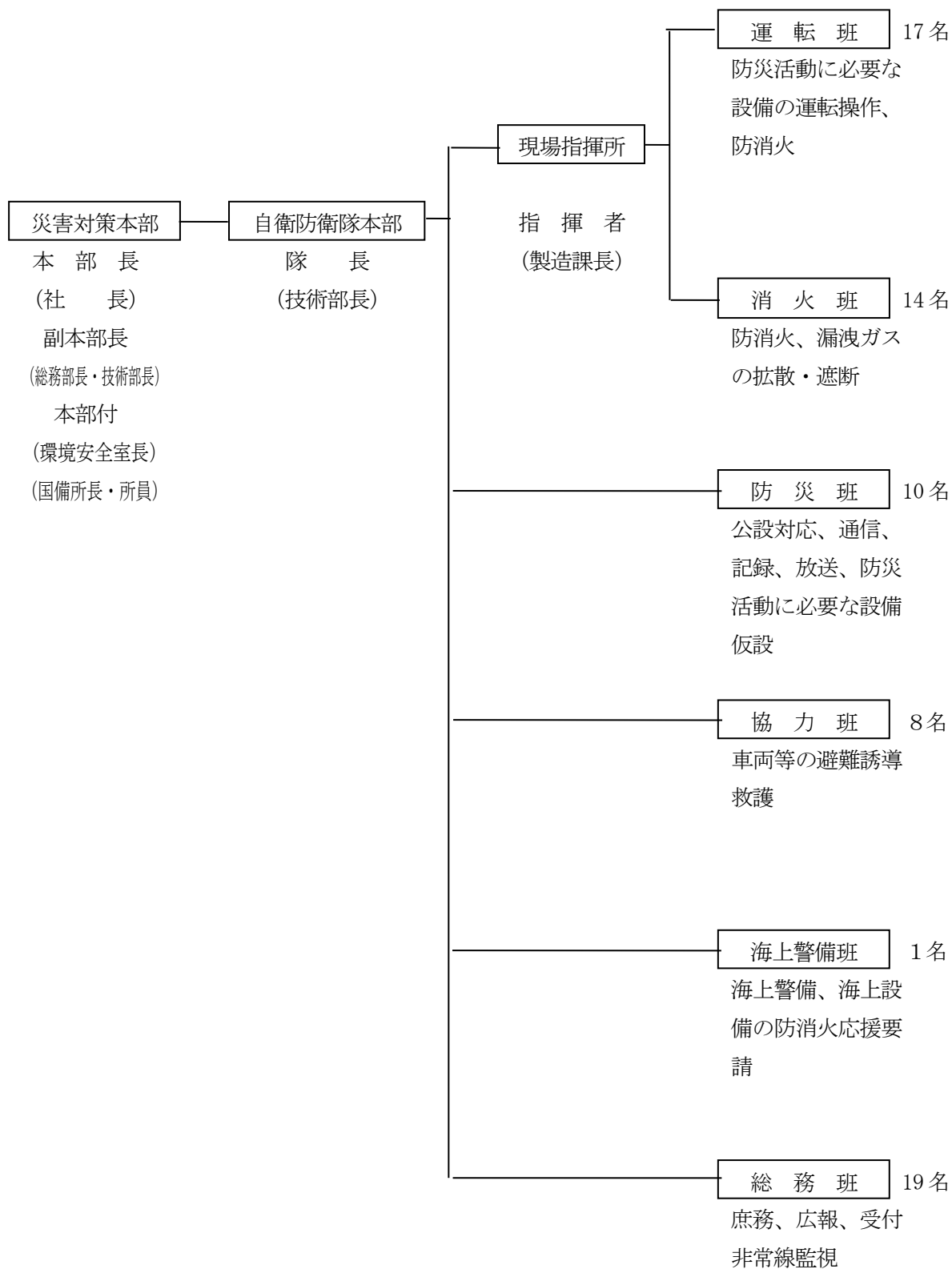
資料 16

特定事業所における防災の組織

1 上五島国家石油備蓄基地上五島事務所
消火活動、流出油防除の場合



2 九州液化瓦斯福島基地株式会社



資料 17

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抄）

昭和 51 年 7 月 9 日政令第 192 号

〔最終改正〕 令和 6 年 12 月 6 日政令第 359 号

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
- 2 別表に規定する主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。
- 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和 6 年 4 月 1 日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

附則

この政令は、昭和 51 年 7 月 14 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

65 福島地区

長崎県松浦市福島町塩浜免字白岩、字柳、字川下、字外尾崎、字松原谷、字平野及び字此浦の区域のうち主務大臣の定める区域

66 上五島地区

長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷字柏島 同町続浜ノ浦郷字折島の区域のうち主務大臣の定める区域

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に
規定する主務大臣の定める区域を定める告示（抄）

通商産業省

昭和 51 年 7 月 14 日

告示第 1 号

自 治 省

総 務 省

〔最終改正〕 令和 6 年 12 月 6 日

告示第 3 号

経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号）別表の規定に基づき、
同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定。

65 福島地区

長崎県松浦市福島町塩浜免字白岩 1 番 1 及び 1 番 3、字柳 93 番 1、99 番 13 及び 111 番 1、字川
下 146 番 1 及び 146 番 3、字外尾崎 224 番 1 及び 241 番 1、字松原谷 310 番、字平野 406 番 1 及び
416 番 7 から 416 番 9 まで並びに字此浦 1173 番 3 の区域

66 上五島地区

長崎県南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷字折島 818 番 407、818 番 411 及び 818 番 418 の区域

資料 18

事 故 報 告

令和 年 都道府県名（長崎県）

1 事 故 名										
2 発 生 場 所			3 発生場所 の 区 分	☐ 構内 ☐ 構外 ☐ 海上等						
4 事 業 所 名										
5 事 業 の 概 要										
6 事 業 所 の 種 別	☐ 特別防災区域内〔 ☐ 1種 ☐ 2種 ☐ その他〕 ☐ 特別防災区域外									
7 事 故 の 概 要										
8 気 象 状 況						天気 風向 風速 m/s 気温 ℃ 相対湿度 %				
9 発 生 日 時						月 日 時 分		10 発 見 日 時	月 日 時 分	
11 覚 知 日 時						月 日 時 分		12 鎮火又は処理完了日時	月 日 時 分	
13 覚 知 方 法	☐ 119 ☐ 加入電話 ☐ 事後聞知 ☐ その他（ ）		15 貯蔵・取扱・ 運搬の別等							
14 施 設 の 区 分										
16 設備・施設等の 名 称			17 機 器 等 の 名 称							
18 機 器 等 の 規 模			19 機 器 等 の 温 度 ・ 圧 力 差							
20 発生個所の名称 及 び 材 質			21 発 生 時 の 運 転 ・ 作 業 状 況							
22 物 質 の 区 分	☐ 危険物 ☐ 準危険物 ☐ 高圧ガス ☐ 可燃性ガス ☐ 毒物 ☐ 劇物 ☐ その他			23 物質名						
24 被災影響範囲 及び拡大の状況				25 火災等 の程度	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D					
26 施 設 等 の 被 害 状 況										
27 物質の被害状況										
28 損 害 額	☐ 1万円未満 ☐ 1万円以上〔 万円〕									

29 死 傷 者	死亡者数	負傷者数	死 傷 原 因	職業又は職名	被災場所・被災時の状況
当 事 者					
防災活動従事者					
第三者					
30 危険物保安統括管理者				32 危険物取扱者の取扱・立会	☐ 有 ☐ 無
31 危険物保安監督者				33 取扱者の概要	
34 原 因	主 原 因			着 火 原 因	
概 要					
35 設備・機器等の概要					
36 応急措置の実施状況	☐ 有 ☐ 無				
37 公設消防機関又は自衛消防隊等の消防活動状況等					
38 防災活動上の教訓・問題点等					
39 施設利用停止等の状況	施設等の名称	停止・廃止の別	停止期間又は廃止期日	停 止 又 は 廃 止 の 理 由	
40 再発防止対策					
41 所 見					

資料 19

報 告 書 の 記 入 要 領

- 1 「事故名」欄は、火災・爆発・破裂・流出等事故の種類及び事故の発生状況が明らかになるように簡潔な表現方法を用いて記入すること。
例 栈橋においてガソリン受入中の小型内航タンカーの爆発火災
- 2 「発生場所」欄は、事故の発生した場所の地番まで記入すること。
- 3 「発生場所の区分」欄は、該当するもののいずれかにレ印を付すこと。なお、構外とは事業所の敷地外の陸上部分で発生した場合をいい、海上等とは海、河川、潮沼で発生した場合をいう。
- 4 「事業所名」欄は、〇〇(株)〇〇工場のように事業所の名称の全てを記入すること。
- 5 「事業の概要」欄は、事業所名によって事業の概要を知ることができない場合に記入するものとし、事業所の概要が明らかとなる簡潔な表現方法を用いて記入すること。
例 ◎エチレン・プロピレン・塩素等を原料とし、塩化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造
◎油圧鑄造機ほか一連の機械設備によりアルミ製自動車部品を製造
- 6 「事業所の種別」欄は、発災事業所が石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合は「特別防災区域内」にレ印を付し、同法第2条第4号に規定する第一種事業所は「1種」に、同条第5号に規定する第二種事業所は「2種」に、その他の事業所は「その他」にレ印を付すこと。発災事業所が特別防災区域外に存する場合は「特別防災区域外」にレ印を付すこと。
- 7 「事故の概要」欄は、事故の全体の様子が把握できるように発災に至る経緯、事故の模様、被災状況等を要約して記入すること。
- 8 「気象状況」欄は、火災報告取扱要領の記載要領に従って記入すること。
- 9 「発生日時」欄は、事故が発生した日時（推定を含む。）を記入すること。なお、時刻については、24時間表示すること（以下同じ。）
- 10 「発見日時」欄は、事故を発見した日時を記入すること。
- 11 「覚知日時」欄は、消防機関が事故を覚知した日時を記入すること。
- 12 「鎮火又は処理完了日時」欄は、火災にあつては鎮火時刻を、その他にあつては災害の拡大危険が抑制された時刻を記入すること。
- 13 「覚知方法」欄は、消防機関が事故を覚知した方法の該当するものにレ印を付し、その他の場合は（ ）内にその内容を記入すること。
- 14 「施設の区分」欄は、該当するものにレ印を付すこと。なお、「危険物施設」とは消防法の許可又は承認に係る危険物の施設（以下同じ。）を、「高圧ガス施設」とは高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガス施設を、「高圧混在施設」とは消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る危険物及び高圧ガス施設をいう。
- 15 「貯蔵・取扱・運搬の別」欄は、危険物施設又は危険物の運搬事故について記入するものとし、危険物製造所等にあつてはその区分及び設置の完成検査年月日を、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いにあつては仮貯蔵又は仮取扱いの区分及び仮貯蔵又は仮取扱いの承認に係る貯蔵又は取扱い開始日

を記入する。なお、危険物の運搬にあつては「運搬」と、無許可施設である場合は、「無許可施設」と記入すること。

- 16 「設備・施設等の名称」欄は、常圧蒸留装置、高圧ポリエチレン製造装置、貯蔵設備、圧延設備等設備名で表すことのできるものについてはその設備名を記入し、その他のものについては電気室、事務管理棟、タンカー、タンク車等施設の用途等が明らかとなる名称をもって記入すること。

- 17 「機器等の名称」欄は、タンク・塔・槽類、加熱炉、熱交換器、油圧機器、焼入槽、回転機器、計量機等機器の名称を表すことのできるものについて、その機器名を記入すること。

- 18 「機器等の規模」欄は、17 欄の機器等の容量、直径・高さの概略寸法等当該機器の規模を表すことができるものについて、その規模を記入すること。

- 19 「機器等の温度・圧力等」欄は、17 欄の機器等の発災時の温度、圧力、流量、流速、内容物の量等が明らかになるものについて、その内容を記入すること。

- 20 「発生個所の名称及び材質」欄は、事故が発生した個所を塔低配管フランジ部、加熱管のサポート接触部、空気抜き弁、低版溶接部、遮断器、メカニカルシール部等と表すことができるものはその名称を記入するとともに、発生個所が設備・機器である場合は必要に応じてその材質を日本工業規格による記号表示（S S 41、S U S 304 等）で記入すること。

- 21 「発生時の運転・作業状況」欄は、事故が発生したときの状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、不定期修理中、休止中等運転状況で表すことのできるものはその運転状況を記入し、荷場作業中、焼入作業中、サンプリング中、給油中、小分け中、溶接・溶断作業中等作業の状況で表すことのできるものはその作業状況を記入すること。

- 22 「物質の区分」欄は、事故の発端となった物質について該当するものにレ印を付すこと。なお、物質の区分が重複する場合は該当するものの全てにレ印を付すこと。

- 23 「物質名」欄は、22 欄の物質の具体的な名称を記入すること。なお、危険物にあつては、消防法別表に掲げる類及び品名並びに品目を記入し、品目は（ ）内に記入すること。

例) 第4類第1石油類（ガソリン）

- 24 「被災影響範囲及び拡大の状況」欄は、事故が事業所の構内でおさまったか、構外または海上等に及んだかの別と被害を受けた範囲又は影響範囲及び拡大の状況の概要を記入すること。

例) ◎火災により○○装置○○㎡焼損

◎爆発により飛散物が構内の半径○○mの範囲に飛散

◎爆風により隣接事業所及び○○m離れた民家被災

◎流出した油が開いていた防油堤水抜き弁を経て海上に流出し、幅○○m、長さ○○mに拡散

- 25 「火災等の程度」欄は、危険物施設の火災及び漏えいである場合に、次の区分に従い該当するものにレ印を付すこと。

危険物施設から出火し、当該危険物施設の火災でとどまったものは「A」、他の施設にまで延焼したものは「C」、他の施設からの類焼により危険物施設が火災となったものは「B」、危険物施設の危険物の漏えいに起因して施設外から火災となったものは「D」とする。

危険物施設から漏えいし、当該危険物施設でとどまったものは「A」、危険物施設を有する事業所内でとどまったものは「B」、当該事業所外へ流出したものは「C」とする。

- 26 「施設等の被害状況」欄は、当該事故により被害を受けた施設、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等被害の状況を記入すること。

27 「物質の被害状況」欄は、当該事故により被害を受けた物質の品名及び量並びに焼失、流出等被害の状況を記入すること。

なお危険物にあっては23欄と同様に記入すること。

28 「損害額」欄は、該当するものにレ印を付し、1万円以上の場合は当該損害額（1万円未満の数を四捨五入）を記入すること。

なお、損害額は、当該事故により受けた直接損害の額とし、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火作業等防除活動に要した経費、焼跡整理等、り災のための休業等による損失等間接的な損害の額は除くものとする。

29 「死傷者」欄は、当該事故による死傷者について、当事者（発災事業所の従業員をいい、協力事業所、下請等の従業員を含むものとする。）防災活動従事者（当事者を除く。）、第三者に分けて記入すること。

なお、死者は、当該事故により負傷し、48時間以内に死亡した者を含めるものとし、負傷者は加療を要した者とする。

30 「危険物保安統括管理者」、31 「危険物保安監督者」、32 「危険物取扱者の取扱・立会」欄は、危険物製造所等に係る場合に該当するものに、レ印を付すこと。

33 「取扱者の概要」欄は、人的要因に基づく事故の場合に記入するものとし、災害の原因となる危険部を実際に取り扱った者の年令、当該取扱い行為の経験年月日を記入すること。

34 「原因」欄は、事故の主原因を設計不良、製作不良、施行不良、保全不良、劣化（腐食、磨耗、疲労）、計装制御不良、誤操作等事故の主原因が明らかとなる用語を用いて記入するほか、火災・爆発については着火原因を裸火、溶接・溶断火花、衝撃火花、電気火花、静電気火花、摩擦熱、自然発熱、放射熱（輻射熱）、高熱表面熱、落雷等事故の着火原因が明らかとなる用語を用いて記入すること。なお原因を調査中であるものは「調査中」、原因が不明であるものは「不明」と記入すること。

下欄には、上記事故原因に必要な説明を加えて記入すること。

35 「設備・機器等の概要」欄は、工程図（フローチャート）によって書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示してこれを記入し、工程図をもって書き直すことのできない設備等は必要に応じ図等を用いて概要及び発災部分がわかるように記入すること。

なお、工程が複雑な場合の工程図はブロックフローダイアグラムで記入してもさしつかえないこと。

36 「応急措置の実施状況」欄は、施設等について緊急停止等の応急措置を実施した場合は「有」にレ印を付して当該施設等の名称及び応急措置の概要を記入し、実施しなかった場合は「無」にレ印を付すること。

なお、発災事業所以外の事業所が施設等について緊急停止等の応急措置を実施した場合は当該事業所名、施設等の名称、応急措置の概要のほか発災施設との関係を記入すること。

37 「公設消防機関又は自衛消防隊等の消防活動状況等」欄は、初期消火活動及び公設消防機関又は自衛消防隊等の防災活動を記入すること。

38 「防災活動上の教訓・問題点等」欄は、防災活動において得た教訓、問題となった事項等があった場合にその概要を記入すること。

39 「施設使用停止等の状況」欄は、発災施設及び関連施設等について、使用停止をした場合は、当該施設等の名称及び停止した期間並びに停止の理由を記入し、事故後施設等を廃止した場合は、当該施設等の名称及び廃止した時期並びに廃止の理由を記入すること。

40 「再発防止対策」欄は、事故から得られた教訓をもとに実際に実施された改善対策について記入すること。

なお、具体的な改善対策が予定されている場合は、その旨を明記して、その概要を記入すること。

41 「所見」欄は、消防機関が事故から得られた教訓、問題点等（38 欄の防災活動上の教訓・問題点等を除く。）について記入すること。